

## 暴力団等排除に関する特約条項

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

### (用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 発注者である目黒区をいう。
- (2) 乙 目黒区との契約の相手方をいう。乙が協同組合及び共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するもの。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員等。
- (6) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、工事等に使用する資材、原材料の購入その他の契約の相手方及び業務委託の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合（再委託）の受託者。

### (乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団員等であるとき又は暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - (2) 法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
  - (3) 法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
  - (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人の役員若しくは使用人が、下請負人等が前各号のいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わないものとする。
- 3 前項の違約金は、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 乙は、当該契約を下請負させる場合又は委託する場合において、下請負人等（二次以降の下請負人等を含む。以下同じ。）が第1項各号に該当することが判明した場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。この場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わないものとする。
- 5 乙は、当該契約の下請負人等が第1項各号に該当することが判明した場合は、当該契約を解約又は解除できる旨を当該下請等に係る契約に定めるものとする。
- 6 第1項各号に該当する疑義が乙に生じたとき甲が認める場合において、甲が乙に関する情報を警視庁に対して提供又は照会することについて、乙は同意するものとする。

### (不当介入を受けた場合の措置)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本件契約に関して、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 乙の下請負人等が不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請負人等を指導すること。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察

人等を指導すること。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

- (3) この契約に関して乙の下請負人等がある場合、乙は、下請契約等の締結に際して、前2号により乙が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
- 2 乙が前項の報告、届出等を怠ったときは、甲は状況に応じて契約解除、指名停止措置又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請負人等が報告を怠った場合も同様とする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

## 談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

**第1条** この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

**第2条** 目黒区（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）（乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合は、その代表者又は構成員）が契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 乙が前項の違約金を甲が指定する期限までに支払わないときは、乙は当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年あたり政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、違約金又は遅延利息を連帯して甲に支払わなければならない。
- 5 第1項の規定により契約を解除した場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行なわれているときは、甲は、当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 6 第1項の規定による契約解除に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

**第3条** 乙は、契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、前条第1項第2号のうち、乙の刑法第198条に定める刑が確定した時は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の場合において、乙が協同組合等であるときは、その代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。